

2. 事業の概要と成果	
<p>(1) プロジェクト目標の達成度 (今期事業達成目標)</p>	<p>メヘバ元難民再定住地における需要の高い換金作物の種苗配付、栽培方法研修および世帯収支管理研修の実施により、住民が栽培方法についての理解を深めるとともに、持続的な生計活動実施に必要な家計管理能力を習得した。また、共同輸送補完研修の実施や販売先との関係構築促進を通じ、共同輸送の定着と販路拡大を支援した。</p> <p>-----</p> <p>(今期事業達成目標) 自立的な生計活動を行うための家計管理能力が強化される。住民が需要の高い換金作物の栽培方法を理解する。共同輸送が定期的に行われ、新たな販路の開拓が開始される。</p>
<p>(2) 事業内容</p> <p>実際に行われた事業内容を記載して下さい。申請書に記載された事業内容をそのまま変更することなく実施できた場合には、簡潔な記載のみで結構です。</p>	<p>ザンビア共和国北西部州カルンピラ郡メヘバ元難民再定住地 (G、H 地区) において、11 の自助グループ (事業開始時 399 世帯、終了時 463 帯) を対象に以下の活動を実施した。</p> <p><b>活動 1. 農業資材の供与および収支管理能力強化</b></p> <p><u>1-1 継続的な生計活動実施のための資材供与</u></p> <p>2020 年 12 月 11 日から 18 日にかけて、11 の自助グループ (399 世帯) を対象に、メイズ種子および肥料を供与した。配付に際し、生計活動委員から自助グループメンバーに、畝や種苗の作付け間隔の取り方、肥料の使用方法等、種苗の栽培方法について説明した。</p> <p><u>1-2 脆弱世帯への労働互助の仕組みづくり支援</u></p> <p>2021 年 8 月以降、11 の自助グループにて、グループメンバーが計 130 世帯の比較的脆弱性の高い世帯を互助の対象候補として選定した。その後、脆弱性の原因が一時的か慢性的か、親類等の援助が受けられるか等の観点で絞り込みを行った。この結果、同年 11 月までに労働互助の対象とする世帯が全 11 グループで計 26 世帯選定された。ただし、世帯の脆弱性や各グループを構成する世帯の流入、転出により、対象世帯の数は今後増減する可能性がある。引き続き 2 年次にも、住民が支援の必要な世帯の有無や支援内容について定例会等で協議し、労働互助の活動を行うよう働きかける。なお、2 年次の申請書にも記載の通り、援助の方法は耕作作業補助に限らず、脆弱世帯への支援につながる活動を広く検討する。</p> <p><u>1-3 世帯収支管理研修の実施</u></p> <p>2021 年 4 月 27 日～30 日および 5 月 4 日～7 日の日程で、11 の自助グループを 4 グループに分けそれぞれ 2 日間の世帯収支管理研修を行った。参加者は自助グループのリーダー、副リーダー、生計活動委員、グループ活動に積極的なメンバー計 55 名であった。一部の生計活動委員は、定例会に参加しない、他メンバーへ情報提供をしない等、活動に積極的でないことが分かったため、意欲のあるメンバーを募り、研修参加者とした。</p> <p>本研修では、地域開発・社会福祉省郡担当者を講師とする計画であった。しかし、対象となる住民には極めて基礎的なレベルの研修内容が必要であったこと、また参加者の理解度をきめ細かく見極めながら研修を進めることが肝要であったことから、住民の生計活動の状況を定期的に確認しており、彼らの状況についての理解が深い当会現地職員が講師を務めた。なお、研修に招く予定だったマイクロファイナンス団体は、日程が合わず参加が実現しなかった。2 年次の補完研修、モニタリングに招聘すべく継続して働きかける。</p>

研修実施後、各自助グループが2回ずつの研修内容共有会を開催し、研修に参加したメンバーが収支計画や目標額の設定方法、記録の仕方などの研修内容を他のグループメンバーに伝えた。

#### 1-5 世帯収支管理モニタリング

1-3の住民間での共有会の後、世帯収支管理に関する知識が周知されているか、実際に世帯収支管理が行われているかをモニタリングにて確認した。

モニタリング開始当初は、当会職員が生計活動委員の世帯を対象に巡回し、世帯収支管理状況を確認すると同時に、生計活動委員が他の世帯の世帯収支管理状況を確認するよう働きかけた。その後、当会職員の巡回対象を生計活動委員以外の世帯にも広げ、並行して、生計活動委員が他世帯をモニタリングした記録も確認することで、より多くの世帯の状況を把握した。モニタリングの際は記入方法を十分に理解していない住民らに対して、適宜フォローアップを行った。記録の付け方だけではなく、今後の支出予定や、支出を賄う資金の捻出のためにどのように収入を得るかといった計画の立て方を丁寧に聞き取り、適宜相談に応じた。こうした働きかけが当会職員だけではなく、生計活動委員からも行われていることを確認した。

### **活動2. 需要の高い作物の種苗供与および栽培研修**

#### 2-1 需要の高い作物の栽培方法研修の実施

2021年2月15日から3月5日にかけて、11の自助グループを3グループに分け、それぞれ5日間の日程で、需要の高い作物の栽培方法研修を実施した<sup>1</sup>。講師は農業省の農業普及員が務め、5種類の作物（ナス、オクラ、にんにく、生姜、ジャガイモ）の適切な栽培方法を座学および演習形式で教授した。さらに、作付けや収穫時期、肥料の使い方を定めた栽培計画の立て方についても教授し、全グループの参加者が栽培計画を立て、栽培計画シートにて可視化した。

#### 2-2 グループ内での栽培方法知識共有セッションの実施

全11自助グループが事業期間中計4回ずつの知識共有セッションを開催した。セッションでは、上記2-1の研修参加者が作付けや水やり等のデモンストレーションを行いながら、他のグループメンバーへ栽培方法を教授した。

セッションには当会職員が毎回参加し、各グループ平均2回ずつ、農業省農業普及員も招待した。当会職員からは水やりの頻度や作付けのタイミング等について参加者へ助言を行った。農業普及員は、各作物の生育状況を評価した他、家庭で手に入る材料で殺虫液を作る方法や、各作物の市場での需要に関する情報を提供した。

#### 2-3 需要の高い作物の種苗などの供与

2021年3月から5月にかけて、11の自助グループ（計463世帯）を対象に、種苗を供与した<sup>2</sup>。当初は1グループにつき1種類を選び、グループ内全世帯に同一の種苗を供与する計画であったが、農業省担当者らとの議論を通じ、グループ単位ではなく、世帯ごとに選定した種苗を配付することとした。グループ単位で選定した作物が各世帯の意欲や耕作地の性質に合わない場合、収量や質への影響が過大となると判断したためである。

<sup>1</sup> 農業省やNGOとの協議を重ねた結果、住民に供与する作物5種類について、各日1種類を研修内容として扱うことが適切と判断し、研修日数を当初計画の3日間から5日間に変更した。

<sup>2</sup> オクラ63世帯分、ナス14世帯分、にんにく43世帯分、生姜27世帯分、ジャガイモ316世帯分を配付した。

## 2-4 需要の高い作物の栽培状況および生計活動委員による巡回指導のモニタリング

2021年8月以降、当会職員が単独もしくは生計活動委員と共同で、住民の耕作地を巡回して栽培状況を確認した。生計活動委員は単独でも巡回指導を行い、各世帯の作付け予定時期や種子・種芋の保存方法、生育状況等について複数回の訪問を通じて確認、必要に応じて助言した<sup>3</sup>。生計活動委員から当会職員へ共有された約200件のモニタリング結果データも逐次確認し、綿密な状況把握を行った。

モニタリングの結果、ジャガイモ耕作地の49%が生育状態良好、49%が中程度の状態にあることが分かった。栽培世帯の少ないオクラ、にんにく、生姜、ナスについては、個々の畑の栽培成功理由、失敗理由について生計活動委員と当会職員が丁寧に聞き取りを行い、雨量の増減を考慮した作付け時期の調整や、作付けまでの種苗の保管状況、苗床での生育期間の長さ、水撒きの頻度等の問題について、助言を行った。蓄積された成功例・失敗例を11月に小冊子にまとめ、12月に各自助グループ・関係者に配付した。

### 活動3. 共同輸送の定着と販路拡大支援

#### 3-1 共同輸送補完研修の実施

2021年8月から9月にかけて3日間の共同輸送補完研修を実施し、11各自助グループのリーダーと副リーダー、生計活動委員、グループ活動に積極的なメンバー(1、2日目：計52名、3日目：計50名)が参加した。

研修の1、2日目には共同輸送の手順や各係の役割、市場調査方法等、前回研修での学習内容とこれまでの各グループでの実践を振り返った。また、これまでに生じた問題や解決策等について共有・議論した後、議題を各自助グループへ持ち帰り、他の各自助グループメンバーからも交えて別日に議論した。さらに具体的な共同輸送の計画の立案も行った。各自助グループでの議論後に行った研修3日目には、各グループが、具体的な共同輸送の計画とグループ内での議論内容を共有し、全体討議を行った。これまでの共同輸送で起こった課題への対処としては、輸送中の傷みを防ぐために積載方法を工夫することや、共同輸送に参加したことのない住民に共同輸送の利点を伝えて参加を促すこと等が挙げられた。

#### 3-2 共同輸送モニタリング

当会職員が各自助グループの定例会や共同輸送準備のためのミーティングに参加し、準備状況や成果について聞き取りを行った。定例会において、共同輸送の振り返りがなされていることについても確認できた。

当会職員の共同輸送への帯同について、当初は住民が借り上げた輸送手段に同乗しての実施を想定しており、住民がトラック等を借り上げる機会を伺っていた。しかし今年次は、バイクや乗り合いバスを使用した小規模な共同輸送が主であったため帯同が困難であった。2年次では、住民の輸送手段について適宜確認し、当会職員は当会車両を用いるなどして小規模な共同輸送にも帯同するよう調整する。

#### 3-3 共同輸送の販路拡大に向けた販売先との交流会

一部の販売先との取引においては、地域開発・社会福祉省への団体登録が必須条件であるため、各自助グループの団体登録を支援した。7月に全グループの登録が完了した。これにより共同輸送の販路開拓の可能性が増し、また農業省の小規模ビ

<sup>3</sup> 生計活動委員の巡回指導の状況は、各自助グループの定例会や、生計活動委員への聞き取りにおいて確認された。

	<p>ビジネス支援プログラム等、外部からの助成に応募することも可能となった。</p> <p>販路拡大のための販売先との交流会は、自助グループのメンバーが各業者の事業所を訪問する形で実施した。当初の予定では、再定住地内に販売先を招聘し、1つの会場にて住民が複数の販売先と自由に交流することを想定していたが、新型コロナウイルス感染再拡大を受け困難となった。一方、住民側が販売先を訪問する形式は、各販売先との協議の時間を長く取ることができ、かつ住民が自ら販売先に赴き交渉する経験を積むことができるという利点があった。交流会は5月から12月にかけて、7社を対象に実施した。交流会では住民が、買い取り作物の種類や規格、輸送手段等の詳細を業者との協議を通じ把握した。訪問先のうち3つの業者については、その後、共同輸送時の販売先となっていることを確認した。</p> <p><b>3-4 グループ合同情報交換会開催</b></p> <p>2021年12月に2日間の合同情報交換会を開催した。当初は全グループから多数の参加者を集める形式を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から各グループより2、3名の代表者のみの参加とし、さらに参加者を2つのグループに分け、各1日ずつ同じプログラムを実施した。住民側の参加者は各日20名強となった。副大統領府移住局担当者、農業省北西部州管轄担当者、農業普及員メヘバ担当者、ならびにメヘバ内で活動する他NGOの職員が招待者として参加した。</p> <p>当日は、発表者が自らの耕作について発表し、野菜栽培の成功例等を他参加者と共有した。また、参加者の一部が共同輸送と栽培方法知識共有セッションを実践する様子を演劇にして発表し、参加者全員でそれまでの活動から学んだことを振り返った。招待者は住民の活動を高く評価し、また各自の所属先が実施する農業に関する相談窓口や、小規模ビジネス援助のプログラム等についての情報を提供した。</p> <p><b>3-5 共同輸送等のグループ活動強化のための組織運営・資金管理状況モニタリング</b></p> <p>当会職員が、各自助グループが毎月または隔月で開催する定例会に参加し、組織運営や資金管理の状況をモニタリングした。</p> <p>モニタリングでは、共同輸送に使用する自転車の共有ルールや井戸修理時の手順等について住民間で協議されていることを確認した。資金管理状況については、グループ集金の残高が会計担当者以外のメンバーに共有されない、集金の未納が発生する等の問題を聞き取り、透明性の確保や責任者の人選等について当会職員から助言を行った。</p>
<p>(3) 達成された成果</p>	<p>以下記載の成果は、SDGs 目標 1、ターゲット 1.2「2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」および目標 2、ターゲット 2.3「2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる」の達成に寄与した。本事業の活動および成果は、メヘバ元難民再定住地の住民が今後継続的に生計活動を実施し、収入を向上させ、貧困状態<sup>4</sup>にある</p>

<sup>4</sup> SDGs で用いられる貧困状態の定義として、国連開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP) は健康、教育、生活水準に関する加重指標のうち、少なくとも3分の1でアクセスがない状態である「多次元貧困」を挙げている (<https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/presscenter/pressreleases/2019/MP12019.html>)。SDGs は貧困に関する取り組みについて「各国による貧困の定義」を用いるとし、この点についてザンビア政府は貧困に関する定義を明確に示していないものの、国際連合児童基金 (United Nations Children's Fund: UNICEF) <https://www.unicef.org/zambia/reports/child-poverty-zambia-report-2018> や、Chibuye (2014) <https://journals.sagepub.com/doi/full/10.1177/0956247813519047> が示すように、ザンビアの貧困は「多次元貧困」を定義として扱われることが多い。そのため、本事業においても同様の定義を用いる。メヘバ地域に限った貧困に関する

	<p>住民の貧困からの脱却に寄与するものである。</p> <p><b>【成果 1】 農業資材を活用して住民が作物を栽培、販売して収入を得る。住民が作成した収支計画表に基づき、作物販売で得た収入および必要な支出を管理できるようになる</b></p> <p><u>指標 1. 全自助グループが供与された農業資材を使用して作物を栽培する</u></p> <p>配付した農業資材は全自助グループで活用され、作物が栽培されていることが確認できた。作付け直後は発育状態の良くなかった一部の生姜、にんにく畑についても、継続的なモニタリングとフォローアップを経て、すべての畑で収穫があり、住民の収入と栽培経験の獲得につながっている。これにより、種苗等の農業資機材が有効に活用されたと判断できる。</p> <p><u>指標 2. 全 360 世帯からサンプリング抽出する 80 世帯のうち、70%が作物販売から現金収入を得る</u></p> <p>調査の結果、79 世帯中 75 世帯 (94%) が作物販売から現金収入を得ており、収入平均は 3,280 ザンビアクワチャ (=約 22,250 円<sup>5</sup>) であった。事業前の収入平均は 1,807 ザンビアクワチャ (=約 12,258 円) であり、向上が見られる。</p> <p>事業開始前に世帯収支の記録をつけているのは 84 世帯中 7 世帯のみだったが、事業終了時に同世帯を再度調査したところ、79 世帯中 60 世帯まで増加していた<sup>6</sup>。巡回活動中に聞き取りをした 246 世帯中では、225 世帯 (91%) が必要な額を計画通りに貯蓄できたと回答した<sup>7</sup>。</p> <p>課題として、識字等の問題により収支記録が困難な世帯があることが挙げられる。今後研修等で働きかけを続ける。</p> <p><b>【成果 2】 住民が生計活動委員の補佐のもと需要の高い作物の栽培方法を理解し、栽培できるようになる</b></p> <p><u>指標 1. 研修参加者 55 名のうち 70%以上 が需要の高い作物の栽培方法について理解している</u></p> <p>研修参加者 62 名に対し、研修直後の理解度テストを行ったところ、正答率 80%を超えた者は 17 名 (27%) であった。研修中に講師が観察した際には理解度はこれ以上に高いはずと考えられ、センチメートル単位で厳格に作付け間隔等を回答させる設問であったことが原因として指摘された。そこで、実際に住民が畑で行うように、腕の長さや手の縦幅で測った間隔で回答する形式にテストを作り直し、巡回時に追加テストを行った。その結果、61 名全員の正答率が 80%以上となり、研修内容が十分に理解されていると確認できた。</p>
--	---

るデータはないが、UNICEF が 2018 年に行ったザンビア全土での子どもを対象とする調査では、Nutrition, Health, Information, Child Protection, Education, Housing, Sanitation, Water の 8 項目を年齢別に用いてに貧困度合を測っており、地方に住む約 60%の 0 歳から 17 歳までの子どもが 3 項目以上でアクセスを持たず、家族の収入に起因する貧困度合においては、80%以上が national poverty line である大人一人あたりの月収 214.26 ザンビアクワチャを下回る家庭に属している。地方に位置するメヘバ地域に住む元難民およびザンビア人は、多くが「多次元貧困」状態にあると考え、本事業の活動はザンビアにおける SDGs の達成に寄与する。

<sup>5</sup> ZMW1= 6.78371 JPY. <https://www.xe.com/> (2022 年 3 月 27 日時点)

<sup>6</sup> ベースライン調査を行った 84 世帯のうち 5 世帯は転居などにより再度の調査ができず、エンドライン調査の調査数は 79 世帯である。

<sup>7</sup> 収支の記録を毎回つけていると答えたのは 246 世帯中 160 世帯 (65%) に留まったが、233 世帯 (95%) が収支計画を作成していると回答した。

	<p><u>指標 2. 全 11 グループ中 10 以上の自助グループで栽培の計画が立てられている</u> 栽培方法研修において、全 11 グループが栽培の計画を立てた。第 2 年次においても、住民が紙面に可視化された栽培計画を参照し活用するよう適宜確認、助言する。</p> <p><b>【成果 3】 共同輸送が定期的に実施され、販路が拡大する</b></p> <p><u>指標 1. 全 11 グループ中 7 以上 の自助グループが 2 ヶ月に 1 回以上の頻度で共同輸送を実施する</u> 6 月から 11 月にかけて共同輸送の実施状況をモニタリングしたところ、6 ヶ月間で 4 回の共同輸送を行ったのが 3 グループ、3 回実施したのが 2 グループあったが、残り 6 グループは 2 回実施にとどまった。共同輸送が想定していた頻度で行われなかった原因について自助グループの中心的メンバー等から聞き取りを行ったところ、周囲と収穫のタイミングが合わず単独で輸送した世帯や、共同輸送の参加経験がなく、共同輸送の利点を理解しきれていないため参加への意欲が低い世帯、収穫量が少なく、共同輸送への参加によって増加する収入の予測額が僅かであるため、参加の手間をとらずメヘバ内での販売を優先する世帯等があるためとの回答であった。今後、これらの阻害要因を検証し、共同輸送により収入向上の可能性がある世帯が機会を活用していけるよう働きかけを継続する。</p> <p><u>指標 2. 全 11 グループ中 10 自助グループの取引業者数が、先行事業よりも増加する</u> 先行事業期間中と本事業期間中の共同輸送における販売先の数を確認したところ、全グループの販売先の総数は 23 から 31 に増えていたが、グループ単位では、販売先数が増加したのは 5 グループのみであった。グループごとの販売先の増加については指標の達成には至らなかったが、販売先の規模に変化が見られた。先行事業中に販売先となっていたのは青空市場で小売業を営む個人の販売者のみであり、企業は含まれていなかったが、本事業期間中には仲卸業者、ケータリング会社等、3 社との取引が実現した。個人経営の小売業者と比べ、企業相手の取引では一回の納品量が多く、一度に比較的大きい額の売上金を得られるため、住民がより安定的な収入を得ることにつながった。上記 3 社を含め、全グループで合計 14 の新規取引先への農作物販売を行っており、新規販路が開拓できていることを確認した。</p>
(4) 持続可能性	<p>事業終了後にも住民が農業普及員から継続的に助言や支援を受けられるよう、供与する種苗の選定、栽培方法知識共有セッションおよび合同情報交換会には農業省のメヘバ担当農業普及員らに参加を呼びかけ、住民との関係構築を図った。1 年次終了時の聞き取りでは、79 世帯中 57 世帯が生計活動について助言を求める先として農業省担当者を挙げており、関係性の構築が進んだことが確認できた。</p> <p>脆弱世帯を補助する仕組み作りについては、補助する側のメンバーに負担がかかりすぎないように調整する等、引き続き持続性に留意して定着に努めていく。</p> <p>家計収支管理について、記録の困難な世帯<sup>8</sup>が生計活動委員等に相談する習慣が確立しつつあり、今後もさらなる定着を促していく。1 年次に協力を得ることのできなかったマイクロファイナンス団体については今後も関係構築に努め、巻き込み</p>

<sup>8</sup> 記録をつけることが困難である主な原因として、2. 事業の概要と成果 (3) 達成された成果【成果 1】に記載した通り、識字力の低さが挙げられる。

を図っていく。

副大統領府移住局メヘバ担当事務所には事業全般について定期的な情報共有を継続している。また、情報交換会に同事務所職員を招待する等、住民と同事務所の間関係構築を促している。この関係が強化されるよう、今後も働きかけを続ける。

本事業の策定にあたっては、JICA がメヘバ元難民再定住地で実施する市場志向型農業振興事業と当会 N 連事業が中長期的に補完し合えるよう、両事業の対象地域、活動対象者、活動内容などについて協議、調整を行った。事業期間中には2ヵ月に一回の頻度で JICA 事業の実施を担う開発コンサルティング会社と会合を持ち、事業内容の相互補完の可能性や重複の排除について協議した。2年次となる次期事業においても、この会合を継続する。

また、本事業終了後の住民の生計活動の持続性を高めるため、関係機関から自助グループに対するフォローアップがなされるよう、本事業終了後に農業普及員が世帯収支管理や共同輸送の状況について確認し、必要に応じて助言を行う旨を含んだ覚書を農業省州事務所と締結した。